



競争法執行における透明性及び手続の 公正性に関する理事会勧告

非公式翻訳

OECDによる法的規範

本書は、OECD事務総長の責任のもとで発行されている。本書で表明されている意見や主張は、必ずしもOECD加盟国の公式見解を反映するものではない。

本文書並びに掲載のデータ及び地図は、領土に関する地位或いは主権、定められた国境及び境界、またいかなる領土、都市、地域の名称をも害するものではない。

本文書は(無料)無償で提供される。それがいかなる点においても変更されない限り、本文書は追加の許可を必要とせずに(無料)無償で複製し配布することができる。本文書を販売することは許されない。

この翻訳版はJFTCによって、情報提供のみを目的として作成されたもので、翻訳の精度についてはOECDは保証しません。公式版は下記のウェブサイトに掲載されている英語版とフランス語版です。<https://legalinstruments.oecd.org>.

理事会は、

1960 年 12 月 14 日の OECD 条約第 5 条 b) に鑑み、

競争法の審査及び手続における国際協力に関する理事会勧告[[OECD/LEGAL/0408](#)]、企業結合審査に関する理事会勧告[[OECD/LEGAL/0333](#)]、及びハードコアカルテルに対する効果的な措置に関する理事会勧告[[OECD/LEGAL/0452](#)]に鑑み、

国際競争ネットワーク（ICN）を含む他の国際的な会議体による競争法執行分野における透明性及び手続の公正性に係る取組に鑑み、

法執行の有効性に鑑みつつ、透明性及び手続の公正性が、効果的かつ公平な競争法執行にとって重要であること及び法の支配にとって必要不可欠であることを考慮し、

競争法執行分野における透明性及び手続の公正性に関する競争委員会の長年の取組は、世界中で適用可能性のある最低限の透明性及び手続の公正性の基準を示すものであることを考慮し、

本勧告を支持する加盟国及び非加盟国（以下「支持国」という。）の政府による本勧告の履行の支持を促進するために、競争法執行における透明性及び手続の公正性に関する基準に合意することの支持国政府にとっての価値を考慮し、

競争法執行は、公正で予測可能かつ透明であるべきであり、そのことが利害関係者及び公に認識されるべきであり、また効果的な規則、公平で独立した機関及び適切な運用を包含するべきであることを認識し、

当事者及び第三者による協力及び参加が、公正、効率的及び効果的な審査のための重要な貢献要素であることを認識し、

支持国が、それぞれに有する異なる法的及び組織的枠組みを通じて本勧告を実施することを認識し、

競争委員会の提案に基づき、

I. 本理事会勧告の目的のため、以下の定義を使用することに同意する：

- 競争法執行：支持国において競争法の執行権限を有する当局により行われる全ての審査、起訴又は意思決定に係る活動を指す。
- 決定：法的執行力を有する行政上の決定及び裁判上の命令又は判決を指す。
- 秘密情報：企業秘密及びその他の機密情報のほか、適用可能な法律の下、秘密と取り扱われるその他のあらゆる情報を指す。

II. 支持国に対し、秘密情報の特定及び取扱い並びに当事者及び第三者の公正かつ明確な権利及び義務についての規則、政策又はガイダンスと同様に、明確に定義され、公開されている競争法及び規制を含む競争法執行のための明確な法的枠組みを有するよう勧告する。この趣旨として、支持国は、

以下のことを行うべきである。

1. 以下の方策により、競争法執行が、透明性及び予測可能性を有することを確保すること。
 - a)競争当局の法的枠組み及び手続のほか、適用可能な手続及び裁判所への申立ての期限が、公開されていることを確保すること。
 - b)秘密情報を保護した上で、和解決定を含む決定に関して、事実、法的根拠及び制裁を公表すること。
 - c)競争当局の執行の優先順位について、透明性を高めること。
 - d)競争法執行の透明性及び手続の公正性に関する国際的なベストプラクティスの実施を支持すること。
2. 以下の方策により、競争法執行が、独立性、公平性及び専門性を有することを確保すること。
 - a)競争法執行が、独立した、すなわち、政治的な干渉又は圧力とは無関係で、かつ健全な競争政策の原則に基礎を置く法的及び経済的な議論に立脚して、競争法の解釈、適用及び執行を行う、説明責任を果たすことが可能な公的機関によって実施されることを保証すること。
 - b)競争当局及び裁判所が入手した全ての関連する情報及び証拠について、適切な考慮を行うことを確保すること。
 - c)競争当局職員及び競争法執行に関わる裁判所職員の重大な利益相反を防止し、特定し、対処するための明確で透明性のある規則を有すること。
 - d)競争当局が効果的に職務を遂行できるよう、十分な人的、財政的及び法執行上の資源のほか、競争法、経済学に係る専門知識又はその他関連する知識を有することを確保すること。
 - e)職員がその職務において取得した情報に関して、職務上の秘密保持義務を維持すること。
 - f)競争当局が効果的に競争法執行を行うために十分な審査及び協力のツールを提供すること。
3. 特に以下の方策により、競争法執行が非差別的で、比例原則に則り、類似の事案との一貫性を有することを確保すること。
 - a)審査対象の当事者の国籍及び所有関係に対する偏見がないことを含め、合理的で、一貫性のある、非差別的な方法により競争法執行が実施されること。
 - b)各事案の重大性及び性質に基づいて審査方法を調整し、当事者及び第三者又は競争当局への不要な費用及び負担の賦課を回避すること。
 - c)情報提供要請、立入検査、事情聴取といった競争法執行における手続的段階に関して、一貫性のある規則及びガイドラインを有すること及びこれらの手続的段階が審査の範囲を超えないことを確保すること。
 - d)合法性、比例原則及び一貫性を確保するために、手続的段階に応じた内部的保護措置を適用すること。
 - e)審査の進捗に関する評価を重要な段階において行うとともに、事件審査の継続又は終結の判断を行うこと。
 - f)事実及び証拠の徹底的な検証並びに評価及び決定に関する内部の相互抑止体制の適用を通じて、客観的な意思決定を確保すること。
 - g)意思決定機関（例えば、競争当局又は該当する場合には裁判所）と当事者及び第三者の間のやり

取りについて、書面により行い、又は口頭により行う場合は可能な範囲内で録音した上で、議事録を作成し、事件記録又は録音の一部となることを確保すること。

4. 以下の方策により、競争法執行が適時に行われることを確保すること。

- a) 事件の性質及び複雑さ並びに競争当局の資源の効率的な活用を考慮に入れた上で、合理的な期間内に競争法執行の結論を出すこと。
- b) 手続的段階の期限又期間について、必要に応じて、事件の性質及び複雑さを考慮した上で、法定の規則又は競争当局のガイドライン若しくは内部目標を制定し、遵守すること。
- c) 競争当局、当事者及び第三者が、その行動及び応答の準備を行うために合理的な期間を有することを確保すること。
- d) 当事者又は第三者の選択又は行動は、審査のタイミングに影響を与え得ることから、遅延を避けるために当事者に協力を慫慂すること。

5. 以下の方策により、審査の有効性に鑑みつつ、当事者への通知及び競争法執行過程に有意義に参加する機会の提供を行うこと。

- a) 審査の有効性を損なわない範囲内で、当事者が、可能な限り、また法的に許容される限り早期に、書面により、審査の開始、その法的根拠及び争点について通知を受けることを確保すること。
- b) 当事者に対し、競争法執行過程において合理的に可能かつ適切な範囲内で早期に、事実関係、法的根拠、競争上の懸念事項及び審査の進捗状況について説明すること。
- c) 競争当局による審査の開始及び当事者に関する被疑事実の公表が、当該事件についての決定として表明されるものではないことを確保すること。
- d) 当事者に対し、適用可能な法律、規則又はガイドラインに従い、代理人を通じて実体的及び手続的な問題についての意見を提出するための合理的な機会を与えること。これには、自ら選任する法的代理人により代理されることについての当事者の要請を、正当な理由なく拒否しないことを含む。
- e) 当事者に対し、重要な段階において、審査に係る事実、進捗及び手続的段階のほか、関連する法的又は経済学的見解について、競争当局と議論する有意義な機会を与えること。
- f) 当事者に対し、最終決定が行われる前に、十分な防御を行う機会を与えること。これには、以下の事項が含まれるべきである：
 - 当事者に対し、秘密情報及び特権を付与される情報を保護した上で、全ての被疑事実を告知するとともに、競争当局又は裁判所により収集され、又は競争当局又は裁判所に対して提出される関連証拠についてのアクセスを提供すること。
 - 当事者に対し、主要な意思決定者に、被疑事実について十分な応答を行い、その主張を支持する証拠を提出するための有意義な機会を提供すること。
- g) 当事者に適用可能な自己負罪拒否権を尊重すること。
- h) 最終決定が行われる前に、事件について法的な利害関係を有する第三者の意見を考慮すること。

6. 特に以下の方策により、防御権及びその他の法的な権利並びに透明性を有する効果的な競争法執行に係る公共の利益を考慮しつつ、秘密情報及び特権を付与される情報を保護すること。

- a) 競争当局が、保有する秘密情報の違法な開示を適切に防止することを確保すること。
- b) 弁護士と依頼人間の特権を付与される通信についての取扱いに関する政策の立案、更新、又は強化を検討すること及び適用可能な法的特権を尊重すること。

7. 審査途中における強制的な手続に係る決定を含む競争当局の決定について、競争当局から独立し分離している裁定機関（すなわち、裁判所、審判所又は上訴機関）による公平な司法審査が可能であることを確保すること。この趣旨として、支持国は、以下のことを行うべきである。
- a) 事実及び証拠並びに競争法執行に係る決定の当否に関して、裁判所による検証を可能とすること。
 - b) 全ての決定が、書面によるものであり、記録された事項のみに基づくものであり、そして必要に応じて、認定された事実、法的な結論及び関連する制裁についての詳細を含むものであるよう求めること。
 - c) 事案の性質及び複雑さを考慮しつつ、合理的な期間内に司法審査を完了するよう努めること。
8. 本勧告との整合性の確保、執行制度の改善、及びベストプラクティスへの収れんを希求するため、支持国の法的枠組み、公共政策並びに競争当局の規則、手続及びガイドラインについて、定期的に見直しを行うこと。
- III. 事務総長及び支持国に対し、本勧告を普及させることを慫慂する。
- IV. 非支持国に対し、本勧告を適切に考慮し、かつ、支持することを慫慂する。
- V. 競争委員会に対し、以下の事項を指示する。
- a) 本勧告の実施及び任意のピアレビューの実施について、情報及び経験を交換するための会議体として機能すること。
 - b) 支持国による本勧告の実施を支援するためのツールキットの策定を検討すること。
 - c) 本勧告の実施状況、普及状況及び妥当性の継続について、本勧告の採択後5年以内に、またその後は少なくとも10年ごとに、理事会に報告すること。